

**2015年度 栃木トヨタカップ第20回栃木県サッカー選手権大会
実施要項（抜粋）**

1. 名称 栃木トヨタカップ第20回栃木県サッカー選手権大会
2. 主催 公益社団法人栃木県サッカー協会
3. 共催 下野新聞社 共同通信社
4. 特別協賛 栃木トヨタ自動車株式会社
5. 協力 ミズノ株式会社 株式会社モルテン
6. 日程

開催日：2015年8月9日（日） 準決勝 10:30 キックオフ 予備日 8月11日（火）19:00
" " 準決勝 14:00 キックオフ 予備日 8月12日（水）19:00
2015年8月22日（土） 決勝 12:00 キックオフ 予備日 8月25日（火）18:00

会場：栃木県グリーンスタジアム

7. 参加資格 2015年度公益財団法人日本サッカー協会第1種登録選手によって構成されたチームであること。

8. 参加チーム数とその数

- (1) 第17回日本フットボールリーグ（JFL）に参加しているチーム[栃木ウーヴァFC]
- (2) 第49回関東サッカーリーグに参加しているチーム[ヴェルフェたかはら那須]
- (3) 栃木県社会人サッカー連盟代表チーム：1チーム
- (4) 栃木県大学サッカー連盟代表チーム：1チーム

9. 大会形式 4チームによるトーナメント方式（ノックアウト方式）にて優勝チームを決定する。
優勝チームは第95回天皇杯全日本サッカー選手権大会に栃木県代表として出場する資格が与えられる。

1回戦 8月29日（土） 会場 NACK5スタジアム大宮 キックオフ時間 未定

10. 競技規則 大会実施年度の公益財団法人日本サッカー協会「サッカー競技規則」による。

11. 競技会規定

- (1) ボール

試合球：モルテン社製ボール『天皇杯試合球（品番：F5E5000）』 マルチボール（7球）を採用する。

- (2) 競技者の数

- ① 競技者の数：11名
- ② 交代要員の数：7名
- ③ 交代を行うことができる数：5名
- ④ テクニカルエリアに入ることができる役員の数：6名以内

- (5) テクニカルエリア：設置する。戦術的指示はテクニカルエリア内からその都度ただ1人の役員が伝えることができる。

- (6) 競技者の用具

- ① ユニフォーム

- a. 大会実施年度の公益財団法人日本サッカー協会「ユニフォーム規程」に則る。
- b. ユニフォーム（シャツ・ショーツ・ストッキング）については、正の他に副として、正と色彩が異なり判別しやすいユニフォームを参加申込書に記載し、各試合に必ず携行すること（FP・GK用共）。
- c. シャツの前面・背面に参加申込書に登録した選手番号を付けること。ショーツの選手番号については付けることが望ましい。
- d. ユニフォームの色・選手番号は、参加申込締切日以後の変更を認めない。
- e. ユニフォームに他のチーム（各国代表、プロクラブチーム等）のエンブレム等が付いているものは着用できない。
- f. ユニフォームへの広告表示については公益財団法人日本サッカー協会「ユニフォーム規程」に基づき承認された場合のみこれを認める。

- (7) 試合時間

- ① 試合時間：90分（前後半45分）
- ② ハーフタイムのインターバル：15分

※後半のキックオフ時刻は、前半のキックオフ指定時間の60分後とする。ただし、前半のアディショナルタイム等が5分超えた場合は、超えた分だけ後半のキックオフを遅らせることとする。

- ③延長戦：30分（前後半15分）
- ④延長戦に入る前のインターバル：5分
- ⑤PK方式に入る前のインターバル：1分
- ⑥アディショナルタイム表示：実施する

(8) その他

- ①第4の審判員：任命する
- ②負傷者の対応：主審が認めた場合のみ、最大2名ピッチへの入場を許可される。
- ③試合の勝者を決定する方法（90分で勝敗が決定しない場合）
延長戦：30分
（延長戦で勝敗が決定しない場合）：PK方式により決定する。
- ④チームベンチ：ピッチ上本部からフィールドに向かって
左側・・・対戦表の左に記載されているチーム
右側・・・対戦表の右に記載されているチーム

12. 懲 罰

- (1) 第95回天皇杯全日本サッカー選手権大会とそれに繋がる本大会は懲罰規定上の同一競技会とみなし、本大会終了時点での退場・退席による未消化の出場停止処分は第95回天皇杯全日本サッカー選手権大会において順次消化する。
- (2) 本大会における警告の累積は、本大会で消滅し、第95回天皇杯全日本サッカー選手権大会に影響を及ぼさない。
- (3) 本大会期間中に警告を2回受けた選手は、直近の本大会1試合に出場できない。なお、本大会期間中に科せられた警告の累積は他大会には影響を及ぼさない。〔懲罰規程〔別紙2〕第2条3項〕参照]
- (4) 本大会において退場を命じられた選手は、自動的に直近の本大会1試合に出場できず、それ以降の処置については規律委員会において決定する。〔懲罰規程〔別紙2〕第4条〕参照]
- (5) 本大会において、他大会等の出場停止処分を消化する場合は、事前に書面にて大会事務局まで提出しなければならない。〔懲罰規程〔別紙2〕第7条〕参照]
- (6) 出場停止処分を受けた者は、懲罰規程〔別紙2〕第3条の通り、試合が終了するまで制限される区域には立ち入ることは出来ない。
- (7) 本大会の規律問題は、公益財団法人日本サッカー協会「基本規程（懲罰規程）」に従い、大会規律委員会が処理しなければならない。

- 14. 選 手 証** 各チームの登録選手は、原則として公益財団法人日本サッカー協会発行の選手証（写真を貼付したもの）を持参すること。ただし電子登録証（写真が登録されたもの）が確認出来る場合は出場を認めるものとする。

- 15. 表 彰** 優勝・準優勝に表彰状とカップ（持ち回り）メダルを授与する。

16. そ の 他

- (1) チームは、試合開始前120分前までに「メンバー提出用紙」に必要事項を記入し、全選手の選手証（写真を貼付したもの）とともに本部に提出しなければならない。但し、電子登録証（写真が登録されたもの）が確認できる場合は出場を認めるものとする。
- (2) チームは、試合開始前120分前までに本部にユニホームを持参し、当日のユニホームを決定する。
- (3) 試合開始70分前にマッチコーディネーションミーティングを実施する。
- (4) 不可抗力（地震、雷等）による開催不能又は中止となった場合は下記の中から決定する。
 - ①前半で中止の場合は、再試合
 - ②ハーフタイムで中止の場合は、再試合
 - ③後半で中止の場合（同点の場合）は、残り時間で再試合
 - ④後半で中止の場合（点差がある場合）は、試合成立
- (5) 暑熱下で行われるゲームの場合は、飲水タイムを取ることができる。